

アクアプラン川口21～第3次川口市水道ビジョン～改訂（案）についての意見

No.	該当ページ等	提出された意見の概要	提出者数	上下水道局の考え方	案の修正
▶意見聴取の方法等について					
1	—	<p>◎計画の改訂案及び水道事業について市民が理解できるよう説明会を開催すべきである。</p> <p>○ネットだけの説明ではなく市民への周知・説明を実施すべき。</p> <p>○各地での説明会開催を求める。素人ではわかりにくい点も多い。</p> <p>○市の自治基本条例でも市民が主人公と謳われている。市民が水道料金の値上げに関心を持っている時に、しっかりと説明会を開催することが水道事業への関心を広げることにつながる。</p> <p>○水道事業について市民の理解を促すよう、説明会を開催すべきである。</p> <p>○説明会を開催し、広く市民の疑問に答える場を設けてほしい。</p>	6	<p>説明会は、「川口市市民参加条例」の中で、市民の皆様からの意見聴取の方法の一つとして掲げられているものでございます。</p> <p>「アクアプラン川口21～第3次川口市水道ビジョン～」の改訂にあたりましては、令和2年度に市民意識調査を実施することにより、無作為抽出による対象者（市民2,000名／事業所200所）のうち市民1,017名（51.0%）、事業所63所（31.5%）の皆様から本市水道事業に対する貴重なご意見を頂戴いたしました。</p> <p>また、今回のパブリック・コメント手続により、改訂案について広く市民の皆様からのご意見を募集したものでございます。</p> <p>なお、水道事業への理解を深めていただく取組みにつきましては、上下水道広報誌「みずぐるま」により事業内容の定期的な周知・啓発を行っているほか、市内で開催されるイベントへの出展などを通じ、PR活動や市民ニーズの把握に努めております。</p>	なし
2	—	<p>◎パブリック・ビューイングについて</p> <p>学識経験者や水道問題に詳しい市民などに意見を求め、それを公表し、市民に対しわかりやすい材料を提供してほしい。</p>	1	<p>「アクアプラン川口21～第3次川口市水道ビジョン～」の改訂にあたっての市民の皆様からの意見聴取の方法につきましては、No.1の回答のとおりでございます。</p> <p>また、改訂案の作成にあたっては、上下水道事業運営審議会による審議結果を踏まえているほか、国・県による講習会への出席などにより、学識経験者や専門家の見識を仰ぎ、内容に反映させているものでございます。</p> <p>市民の皆様へのわかりやすい情報提供・情報発信につきましては、今後も、より効果的な方法について検討して参りたいと存じます。</p>	なし
3	—	<p>パブリックコメントの募集に117ページにも及ぶ資料（改訂案全文）を出すのはいかがなものか。問題点を数行にまとめて意見を募集すべきである。</p>	1	<p>パブリック・コメント手続（意見募集）にあたりましては、改訂案の全文を市民の皆様にご覧いただくことにより、計画の骨子のみならず細部に至るまで、幅広くご意見を募集するものでございますので、何卒ご理解賜りますようお願いいたします。</p>	なし
4	—	<p>1年で一番忙しい暮れの12月から年明け早々の5日までの1か月弱の間にパブリック・コメントを実施するのは非常識である。</p> <p>また、資料をホームページでしか見ることができず、パソコンを持っていない場合はどうしたらいいのか、わかりやすい案内もない。</p> <p>資料は117ページにも及ぶもので、仕事をしながら1か月の間で検討できる市民はそんなにいないだろう。</p>	1	<p>広報かわぐち12月号でもご案内のとおり、パブリック・コメント手続の資料につきましては、「川口市パブリック・コメント手続要綱」に基づき、市及び上下水道局ホームページのほか、第一本庁舎4階の市政情報コーナー、水道庁舎2階上下水道総務課において公開しておりました。</p> <p>実施時期・期間につきましては、上下水道事業運営審議会での審議を経たのち、本年度中（令和4年3月まで）に改訂を実施いたします関係で、このようなスケジュールとなりましたことをご理解賜りたく存じます。</p>	なし
▶改訂案中の表現、文言等について					
5	33ページ 第4章 水道事業の 将来像 ほか	<p>◎改訂案中、「お客様」との文言に違和感を感じる。</p> <p>○自治基本条例からも、市民が主人公であり、水道という社会的共有財産は市民のものであることから、市民をお客様にしてはいけないのではないかと。</p> <p>○「お客様」ではなく「市民」や「利用者」として上でも下でもなく対等の立場であってほしい。</p> <p>○33ページに「真心をいつまでもお客様のもとへ」「真心のこもったサービスを水道水という商品に乗せて」と、一般企業のコマーシャルと間違えるような文言が出てくる。私たち市民は「お客様」ではなく主権者であり、市は市民に委託されて水道事業を行なっているはずである。同時に、水道水は「商品」ではなく『命の水』そのものである。各所にみられる「お客様」との表現を「市民」または「皆さま」に変え、33ページの図中、「水道水という商品」を「水道水」に差し替えていただきたい。</p>	3	<p>水道事業は、公共性の高い事業である一方、ガスや電気などと同様に、使用者がその利用の可否を決定することができるサービス供給型の事業となっております。そのため、水道水の供給は上下水道局と使用者との給水契約によって行われ、水道サービスの提供に要する原価は、そのサービスを楽しむ受益者（使用者）によって支払われるという「受益者負担の原則」が基本となっております。</p> <p>また、地方公営企業法第3条では、「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」とされていることから、私ども上下水道局は、公共の福祉に資するような事業運営を目指すと同時に、企業としての経済性を発揮し、効率的・効果的な経営に努めることも求められております。</p> <p>以上のような観点から、上下水道局では、本局との給水契約に基づき水道を使用されている皆様を「お客様」と呼び、第4章に掲げる企業ビジョン（理念）のもと、安全・安心な水道水の提供と、効率的・効果的な経営によるお客様サービスの拡充に努めているものでございます。</p> <p>なお、企業ビジョン中、ご指摘の「水道水という商品」という文言につきましても、水は限りある貴重な資源であると同時に、水道水は私どもがお客様から頂戴する水道料金によって維持し、お届けしている大切な商品であるとの考えのもと、効率的な水運用と安全・安心な水質管理に努めているものでございます。</p>	なし

No.	該当ページ等	提出された意見の概要	提出者数	上下水道局の考え方	案の修正
6	27・28ページ 第3章 現状評価と課題 7 経営の健全化  33ページ 第4章 水道事業の 将来像 ほか	<p>◎水道法の基本理念を反映させ、「低廉」を踏まえたプランにすべきである</p> <p>○「アクアプラン川口21」は企業の観点でいって合理的と考えられているが、水道法にある「清潔・豊富・低廉」の理念が欠けているように感じる。「安全・強靱・持続」も大事ではあるが公共事業なので「低廉」であることが非常に大事である。</p> <p>○水道法では、清潔、豊富、低廉（安全、安定、安価）が基本理念である。「アクアプラン川口21」は厚労省の新水道ビジョンを受けて「安全、強靱、持続」を柱にしてあるが、低廉が抜けている。</p> <p>○33ページに記載の「新水道ビジョン」が示す水道の理想像からは、水道法に定められている『低廉』が抜け落ち、『合理的な対価をもって』との文言にすり替わっている。要するに「上下水道局が示す料金を払う人だけが利用できる」「金を払わないものは利用できない」との表明に思われる。「合理的な対価をもって」を「低廉に」との文言に差し替えてほしい。</p> <p>○第3章 現状と評価と課題 — 「水道料金」の項目に、課題として、水道料金を低廉に努めることを追加する。平成29年11月実施の市民意識調査の結果からも、市民は水道料金が高いと認識していること、水道料金が生活の負担になっていることがわかる。</p> <p>○今回の25.01%の値上げは、市民のくらしと営業を大きく直撃している。市民のくらしを守るために、水道料金を低廉する施策について追加してほしい。</p>	4	<p>水道事業は極めて公共性が高い事業であることから、水道法第1条において、「水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与すること」が法の目的として謳われております。</p> <p>ここでいう「低廉」とは、「安全」な水を、「強靱」な施設で、「持続」的に供給することを将来にわたり市民の皆様にお約束できる適正料金を意味しているものであり、ただ安価であれば良いということではないと解釈しております。</p> <p>以上のようなことから、上下水道局といたしましては、まず「安全・強靱・持続」を柱とした水道事業運営を推進し、経営の基盤強化を図ることにより、「豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与すること」が実現できるものと考えております。</p>	なし
7	—	<p>水道法の目的である「水道の敷設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与する」ことを踏まえた計画としてほしい。</p> <p>改訂案中、「水道法」との記述が見られたのは11ページ「水道法により水道事業体等に検査の義務が課されている」との記述のみである。アクアプランの基本理念に、水道法第1条及び第2条を据え、明記してほしい。</p>	1	<p>水道法の趣旨に対する上下水道局の考え方及び「アクアプラン川口21～第3次川口市水道ビジョン～」との関連は、No.6の回答のとおりでございます。</p> <p>なお、この度の改訂では、令和元年10月1日に施行された改正水道法の趣旨である「水道の基盤強化」も踏まえた計画としております。（改訂案30ページ、103ページ参照）</p>	なし
8	63ページ 第5章 基本理念 の実現に向けて 施策3-1 災害対策の強化 3-1-1 水道施設 の耐震化	<p>P63の最後の一行に「（第一本庁舎や消防本部等）」とあるが「等」とは何のことかしっかり明記すべきである。</p>	1	<p>現在、災害時における重要拠点施設として設定している施設は、第一本庁舎、消防本部のほか鳩ヶ谷庁舎でございますが、その他の施設につきましても、今後対象となる可能性がありますため、改訂案中では「等」として幅を持たせた表現としております。</p>	なし
▶管路の更新、その他の事業計画について					
9	14・15ページ 第3章 現状評価と課題 3 水道施設の適 切な更新・維持 管理	<p>◎老朽管路の更新計画について</p> <p>○14ページで、昭和50年（1975年）代には年間50kmも水道管路を新設していたとのことだが、同じページで「現在は年平均約12kmの更新となっている」とある。法定耐用年数40年を超えた管路の更新するには、現状の4.2倍の工事量が必要ははずだが、どういう理由で年平均12kmで済ませてきたのか、市民に説明すべきである。</p> <p>○現在、市内の管路総延長は1,474kmで、その内、法定耐用年数を超えた管路は287km（管路総延長の19.4%）とされている。現時点で法定耐用年数を超えた管路を年約12kmずつ更新していった場合、完了に23年10ヵ月かかる。15ページの図表3-1「法定耐用年数を超過する見込みの管路延長」によると、年を追うごとに老朽管が増えていくこともわかる。なぜこうになってしまうのかが不明なため、市民を脅していると感じられない。なぜ老朽化管路が増え続けるのか、説明すべきである。</p>	1	<p>改訂案14ページに記載のとおり、管路の更新工事につきましては、断水することなく管を入れ替えることのできる工法（不断水工法）を採用していることから、新設の場合と比較して時間と費用がかかります。</p> <p>断水・にごり水などによりお客様にご迷惑をおかけすることのないよう、慎重に工事を進める必要があること、また、水道事業の苦しい経営状況の中では財源に限りがありますことから、年間12km程度の更新となっていたものでございます。</p> <p>計画期間中に老朽管が増えていく理由といたしましては、本市の管路の布設が昭和50年代以降に集中しており、上記のような理由から、それらの管路が耐用年数を迎えるペースに更新のペースが追いついていないことがございます。</p> <p>以上のような状況を踏まえ、計画的に管路の更新を行うべく、令和3年1月に水道料金改定を実施させていただいたものでございます。</p>	なし

No.	該当ページ等	提出された意見の概要	提出者数	上下水道局の考え方	案の修正
10	54ページ 第5章 基本理念の実現 に向けて 施策2-1 水道施 設の更新 2-1-2 老朽化管 路の計画的更新	54ページ中、「老朽管路の計画的更新」の項では、令和10年（2028年）までの計画期間における配水管布設工事とされている高級鋳鉄管等の工事は6,917m、経年管の工事は139,637mとある。この工事がすべて老朽化管路の更新かは分からないが、両方の工事が老朽化管路の更新としても、年平均14.6kmの更新に過ぎず、令和10年（2028年）に法定耐用年数を超える管路約510kmの28.8%に止まる。これで「老朽化管路の更新計画」と言えるのか疑問である。市民の不安をおおるアクアプランと言わざるを得ない。実態として、法定耐用年数を超えても正常に配水できる管路の状況であることが示されている、と考えられるが、何時になったら老朽管路の更新が完了するのか示すべきである。	1	老朽化管路の更新ペースが、老朽化のペースに追いついていない実状につきましてはNo.9の回答のとおりでございます。 ご指摘のとおり、管路の法定耐用年数は40年とされておりますが、管種や現場の地質・土質等により、法定耐用年数を超えても安全に使用できる管もありますことから、状況を確認し、優先順位づけを行ったうえで更新工事を実施しているものでございます。 ちなみに、改訂案101・102ページに掲載の経営指標「管路経年化率」「管路更新率」による分析では、令和2年度末現在、本市の法定耐用年数を超えた管路の割合は全国・類似団体平均より低く、また管路の更新ペースは全国・類似団体平均より高くなっております。このことから、本市の管路の老朽化度合いが他都市と比較して高く、更新ペースが標準的な水準より遅いものではないことはご理解いただきたく存じます。 また、更新工事を実施した管路も、40年後には再び「老朽化管路」となりますことから、今後、老朽化の状況が落ち着く時期はありましても、「更新が完了する」ということはないものと考えます。	なし
11	54ページ 第5章 基本理念の実現 に向けて 施策2-1 水道施 設の更新 2-1-2 老朽化管 路の計画的更新	「老朽管路の計画的更新」の項では、配水管布設設計業務、管路更新計画最適化システムというものが含まれた費用になっている。「古くなった施設の更新や耐震化」のための料金値上げと言いながら、設計や最適化システムの費用を入れ込むのは正当でなく、切り離して見積もり、市民に説明すべきと考える。	1	老朽化した管路を計画的に更新・耐震化していくためには、工事にかかる材料費や人件費のみならず、工事の前段階における調査・設計のための委託料、工事情報を適切に管理するためのシステムの更新・保守費用など、様々な費用が必要となります。これらを見込まずに更新計画を立てることは、計画としての実現性が損なわれることから、適切ではないと考えます。	なし
12	55ページ 第5章 基本理念の実現 に向けて 施策2-2 配水管網の強化 2-2-1 配水管の ネットワーク化 の推進	施策2-2配水管網の強化の事業費が現行計画では10年間で380,455千円であるのに対し、改訂案では2,190,383千円となっており、5.6倍の大幅増となっている。 このほか、現行計画から大幅に異なる箇所が見受けられ、説明が必要である。	1	ご指摘の事業につきましては、改訂案15ページ「効率的な水運用」の項目でご説明しております、「配水管網のブロック化」に関する事業でございます。 同事業につきましては、工事に際しての調査の結果、ブロック化による水圧の変化や濁り水等の発生により、近隣住民の皆様にご迷惑をおかけしないよう、計画変更（新たな管の布設など）が必要となり、事業費も大幅に増大したものでございます。  なお、各事業計画につきましては、中長期的な見通しに基づき定めているものでございますが、調査・設計の段階で工事内容に変更が生じたり、人件費や材料費に変動が生じるなど、様々な事情により適宜見直しが必要となるものでございます。そのため、上下水道局では、毎年度上下水道事業評価（中間評価）と併せて「中期経営計画ローリング」を実施しているほか、計画期間を3期に分け、期間検証を行い、その結果を公表しているものでございます。	なし
13	—	○市の水道事業の改善の必要性はわかったが、市の総税収の中でどう水道事業に配分されているか、有効に使われているか、設備投資への国の補助金申請をしているのか等、説明が足りていない。 安易に水道料金を上げるのではなく、税収入・補助金の範囲での事業継続を希望する。ライフラインである水道料金の値上げは、二重の税負担そのものである。	1	水道事業は、地方公営企業法の定めに基づき、お客様から頂戴する水道料金によって必要な事業費を賄う独立採算制の事業となっております。そのため、一般会計の財源（税収等）が充てられるべき市の基本的な施策（福祉・衛生・消防・防災・教育・都市整備等）とは会計が明確に分けられており、水道施設の更新やその他事業運営にかかる費用を税収等で賄うことは原則認められておりません。 水道施設の更新・耐震化等に対する国からの補助金等につきましても、本市では現状、水道料金が国の示す平均料金よりも低いことなどにより採択基準に合致せず、受けられるメニューが限られているのが現状です。この件につきましては、公益社団法人日本水道協会を通じ、他の水道事業者とともに、財政支援の拡充及び要件緩和等を求める要望を毎年国に対して提出しているところでございます。	なし

No.	該当ページ等	提出された意見の概要	提出者数	上下水道局の考え方	案の修正
14	—	<p>◎水道施設の更新・耐震化等に税金（一般会計の財源）を充てるべきである。</p> <p>○2020年3月の日本水道協会の「水道事業における公費負担のあり方」では、繰出基準について「公共性」「社会性」「政策性」に整理して、一般会計で負担すべきことを明確にすべきと指摘している。災害復旧、生活困窮者等への福祉減免、浄水場等の更新及び浄水施設覆蓋整備に要する経費の全部または一部を一般会計等において負担し、新たに繰出基準に加えるべきこと、また、国庫補助含めた財政支援が不可欠と公費負担の必要性を訴えている。この立場からの分析をお願いしたい。</p> <p>○水道庁舎の整備、災害拠点病院、重要拠点施設（本庁舎、消防本部等）への優先耐震化、雨水貯留槽の整備などは、一般会計等に変更が独自にできないか。</p> <p>○水道料金を充てずに済みそうな費用を探して一般会計を充てられないか考えてほしい。</p> <p>○社会資本である水道施設の拡張、更新は水道料金ではなく税金で賄うべきである。</p> <p>○水道は、日本国憲法第25条の社会保障の一環の公衆衛生として位置付けられている。国及び地方自治体は、水道施設の更新や拡張事業について、税金を投入して市民が安心して低廉で水道の供給を受けられるようにすべき。</p> <p>○水は命に直結するもので、「公共の福祉」「公衆衛生」に関わるものである。水道管や浄水場などの水道施設は、道路や学校などと同じ公共施設である。税金を払っているのだから税金をあててほしい。</p> <p>○人件費も水道施設の新設工事や更新もすべて水道料金でまかなおうとしているが、それはおかしい。独立採算制は納得できない。</p>	5	<p>水道事業の独立採算制につきましては、No.13の回答のとおりでございます。</p> <p>ご指摘の文書、「水道事業における公費負担のあり方について～アンケート結果を踏まえた現状と課題～」(公益社団法人日本水道協会)は、アンケートで寄せられた全国水道事業者からの意見等を踏まえ、公費負担のあり方に苦慮する水道事業者の参考となるよう、また、国に対する財政支援拡充に係る要望活動を行ううえでの論理的根拠等となるよう作成されたものであり、現状、繰出基準に該当していない経費をも一般会計から繰出すことを求めているものではないかと考えています。</p> <p>なお、一般会計からの繰出基準(ルール)につきましては、「地方公営企業繰出金について」として毎年総務省から通知されておりますが、この基準に沿って一般会計から公営企業会計に繰出しを行った場合、その一部について国から財源の手当てがされるものとされております。しかしながら、本市では現状、水道料金が国の示す平均料金よりも低いことなどにより、実施する工事等の経費がこの「繰出基準」に合致していない状況でございます(一部のメニューを除く)。</p> <p>また、「繰出基準」の対象とならない経費を、市の判断により一般会計から繰出すことは、本来一般会計が充てられるべき市の基本的な施策(福祉・衛生・消防・防災・教育等)の財源を減少させることとなり、それら施策の充実が遅れることにつながりかねないことから、原則行うべきではないと考えます。</p> <p>※上記繰出基準の緩和及び対象事業の拡充につきましても、公益社団法人日本水道協会を通じ、毎年国に対して要望を提出しているところでございます。</p> <p>※雨水貯留施設につきましては、下水道事業において整備を進めているものであり、下水道事業では「雨水処理に要する経費は公費(税金)で賄い、汚水処理に要する経費は私費(下水道使用料)で賄う」という原則がございますことから、雨水処理に要する経費(雨水貯留施設の整備等)には一般会計の財源が充てられております。</p>	なし
15	27ページ 第3章 現状評価と課題 7 経営の健全化 ほか	<p>◎国からの財政支援について</p> <p>○第3章 現状評価と課題 — 「財政状況」の項目に、経営の健全化のために、大幅な国の助成金を求めていくことを追加してほしい。改訂案では具体的な方策が示されていない。</p> <p>○日本水道協会の「水道事業における公費負担の在り方について」とする報告書(2020年3月)を踏まえ、国に対し、水道事業への補助を抜本的に拡充するよう強く要望するとともに、アクアプランに明記すべき。</p> <p>○2020年9月川口市議会が全会一致で決議し、国に送付した「水道施設の更新及び耐震化に対する国からの財政支援の拡充を求める意見書」は、川口市だけでなく日本水道協会の報告書が示すとおり、全国の自治体に共通する問題を代弁したものと言える。全国の自治体や議会に働きかけ、市長村長会や議会が協力して国に財政支援の拡充するよう求める行動をしていただきたい。</p>	2	<p>No.13の回答にもございますとおり、本市では、公益社団法人日本水道協会を通じ、全国の水道事業者とともに、財政支援の拡充及び要件緩和等を求める要望を毎年国に対して提出しているところでございます。</p> <p>これに対し、国では、交付金の対象の拡大や新たな対象事業の創設、地方財政措置の拡充などを行っているものの、防災・減災関連の特に重要な事業、被災した水道施設に係る災害対策事業、経営状況のより厳しい事業者への支援等が優先され、本市の行う更新・耐震化工事については、要件に合致するものが限られているのが現状でございます。</p> <p>この件につきましては、今後も国への要望活動を続けて参りたいと存じます。</p> <p>なお、経営の健全化の具体的な方策といたしましては、103ページ以降の「6 経営の効率化・健全化に関する取組み」に記載しているところでございます。</p>	なし
▶水道料金改定について					
16	—	<p>○川口市はコロナ禍である2021年1月に水道料金の25%値上げをおこなったので市民にショックと負担を与えている。水道料金の使い方はしっかり吟味してもらいたい。</p> <p>○川口市は昨年1月に水道料金を25%値上げしたが、市民には知らせずいきなり市議会で可決した。新型コロナウイルスが猛威をふるい、マスク、手洗い、うがいがほぼ強制される一方、収入減になった人々が沢山いる状況下での値上げは、市民の大きな負担になっている。</p>	2	<p>この度の水道料金改定による増収分は、今後ますます増大する老朽化した施設の更新や耐震化等の費用に適切に使用させていただきますので、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、水道料金のお支払いが困難となるようなご事情のある方につきましては、上下水道局お客様センターにてご相談をお受けしております。</p>	なし

No.	該当ページ等	提出された意見の概要	提出者数	上下水道局の考え方	案の修正
17	—	値上げ率が家庭用の小口径が最も高く、企業などのよく使う大口径の値上げ率が低く、本来公共のあり方としては逆であってほしいと思う。	1	本市では、生活水の低廉化（安価に提供すること）や、大口需要を抑制し節水を促すことを目的として、使用水量が増えるほど単価が高くなる逓増型料金体系を採用しております。 この逓増型料金体系において、最も低い料金単価と高い料金単価との格差を表す「逓増度」は、料金改定前で4.39倍となっており、令和元年度の県内団体平均の2.59倍、中核市平均の2.63倍と比較しても高く、本市の料金体系は大口使用者ほど不利な料金体系であると言えます。 逓増度の高い料金体系は、水需要が右肩上がりに伸びていた水道事業の拡張期には有効であったと言えますが、水需要が減少傾向にある現在においては、大口使用者の市外転出や、地下水利用への転換につながり、急激な給水収益の減少を招くことが危惧されます。そのため、この度の水道料金改定では、逓増度の急激な緩和による一般家庭への負担増加にも配慮したうえ、逓増度を緩やかに見直すこととしたものでございます。	なし
18	—	21年度の値上げによる増収分は、資本金収入のうちのやり繰りの原資である企業債を減らす目論見があるのではないかと考えてしまう。	1	企業債は施設の整備・更新のための財源に充てられておりますが、過度な起債による企業債残高の増加は、将来世代に過重な負担を強いることにつながります。そのため、この度の改訂では、計画的な起債と支出の削減・収入の確保により、企業債残高の抑制に努めることを目標としております。 なお、令和元年度まで増加を続けてきた本市の企業債残高は、令和3年1月の水道料金改定により、令和2年度末で微減に転じている状況でございます。	なし
19	—	漏水のための修理委託費は営業費の中で予算をとってあるので水道料金は充てなくて良い。これは水道料金の値上げの理由にはならない。	1	水道料金の算定にあたっては、公益社団法人日本水道協会の「水道料金算定要領」に示されている「総括原価方式」（事業運営に必要な経費として、減価償却費など、現金支出を伴わない費用も原価に含めて総括原価を算定し、総括原価に見合った料金水準を定める方式）を採用しております。 この総括原価には、施設の維持管理費や、県水を購入するための受水費、委託料、減価償却費などからなる「営業費用」及び将来の更新工事の原資となる「資本費用」が含まれており、ご指摘の費用は「営業費用」であることから、水道料金算定の対象経費となっております。	なし
20	—	値上げ後の市民アンケートを実施し、市民の意見を聞いて水道料金の設定に生かすべき。	1	「アクアプラン川口21～第3次川口市水道ビジョン～」の策定・改訂にあたりましては、前年度に市民意識調査を実施しており、水道料金につきましても対象者の皆様からご意見を頂戴しております。 なお、この度の調査は令和2年10月・11月に実施したものであり、料金改定前の調査となっておりますが、今後実施する調査と併せ、お寄せいただいたご意見につきましては、水道料金の設定に活かして参りたいと存じます。	なし
21	—	◎地下水利用について ○地下水の汲み上げについて市で独自の基準をつくるべき。 ○現在、水道水の90%が県から供給されている。費用の掛かる県水購入に偏り過ぎであり、地下水利用を大幅に増やすことで、水道料金引き下げに努力すべき。	2	地下水を取り過ぎますと地盤沈下などの恐れもありますことから、取水量については県において制限が設けられております。そのため、市で独自の基準を設け、取水量の大幅な引き上げを図ることは難しい状況でございます。	なし
22	37ページ 図表4-3 第3次川口市 水道ビジョン 計画値	37ページの表によると、令和2年（2020年）の年間配水量は65,583千 $\text{m}^3$ 。この内、料金が収受できた量＝有収量は59,408千 $\text{m}^3$ とあり、料金が得られなかった水道水は6,175千 $\text{m}^3$ に上る。このうち90%が県水と考えると、1 $\text{m}^3$ 当たり61.78円（消費税抜き）、総額3億4334万円を県に支払ったと思われる。 アクアプランでは令和10年（2028年）には年間配水量は64,861千 $\text{m}^3$ 。有収量は59,406千 $\text{m}^3$ と計画しており、これによると、料金が得られない水道水は5,455千 $\text{m}^3$ となる。この5,455千 $\text{m}^3$ の90%＝4,910千 $\text{m}^3$ は県水の購入なので1 $\text{m}^3$ 当たり61.78円（消費税抜き）、総額3億0334万円を支払うことになる。計画期間中は毎年、3億円余りの支払いを続けなければならない。 県とその先のダム保有事業者がこの実情を伝え、減免措置を求めるべきと考える。これは、川口市だけの問題でなく、すべての水道事業者に共通する問題であるので、他の自治体と共同で申し入れるべきである。	1	ご指摘の「料金が得られなかった水道水」の中には、上下水道局が実施する工事など、局内の事業に使用した水量、消火活動に使用した水量などが含まれており、自治体によってこれらの内訳には差があるものと思われます。そのため、一律に有収水量以外の水量について減免措置を求めることは難しいものと考えます。 また、改訂案99ページにも記載のとおり、本市の有収率（年間配水量に対する有収水量の割合）は、類似団体平均より低い水準となっていることから、まずは漏水対策を徹底し、無効・無収水量の削減に努める必要があるものと考えます。	なし

No.	該当ページ等	提出された意見の概要	提出者数	上下水道局の考え方	案の修正
23	16ページ 第3章 現状評価と課題 ■漏水の抑制 59・60ページ 第5章 基本理念の実現 に向けて 施策2-4 漏水対 策の強化	16ページ「漏水の抑制」の項で、過去10年間の漏水率は5～6%とされている。年ごとの漏水率は出ていないが、グラフから読み取ると平成23年（2011年）の修理件数は約4,400件で令和2年（2020年）は約3,950件で10%程度減っている。ここからは漏水の規模は分からないが、令和2年（2020年）の年間配水量は65,583,414㎡であり、その5.5%漏水したとすれば約361万㎡が漏水したことになる。この90%分2億0072万円を県水料金として払っていると思われる。 アクアプランは、この期間の漏水対策で漏水率を令和2年（2020年）の6.0%から5.6%に低減するとしている（59・60ページ）。給水管更新時の市民負担をなくし、市民が漏水を見つけたらすぐに、費用を心配することなく水道局に連絡できるようにしていただきたい。	1	上下水道局では、漏水多発地区における漏水調査を毎年実施し、漏水の早期発見・修理に努めているほか、漏水発生頻度が高い老朽給水管の布設替えを行うとともに、配水管の布設替工事等と併せ、給水管をステンレス鋼管に切替えるなど、漏水率の低減を図っております。 給水管につきましては、お客様の財産であり、その維持管理はお客様が行うこととなっておりますが、道路からメーターまでの漏水につきましては、上下水道局の負担で修繕させていただいております。この箇所でも漏水を発見した際は、上下水道局までご連絡いただきますようお願いいたします。 なお、水道メーターから蛇口までの間の調査・修理費につきましては、全額お客様のご負担となりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	なし
24	27ページ 第3章 現状評価と課題 7 経営の健全化 ほか	水道事業における債務が令和2年（2020年）度、290億円とあり（27p）、同年度水道料金収入の2.9倍になる。「過度の借入れは将来世代に大きな負担を転嫁することとなる」と記述しているが、すでに、現世代にも大きな負担になっている。財政収支計画では令和2年（2020年）の企業債残高は290億4千万円、このアクアプラン最終年度の令和10年（2028年）には289億6千万円計上されている。わずか8千万円、0.3%しか減らない。これまでの企業債の支払利息を明らかにし、アクアプラン期間における新規発行債の支払利息0.7%（108ページ）と同率に引き下げよう交渉し、残高を大幅に減らすべきである。	1	企業債の借入れは、老朽化した施設の更新費用等を調達するうえで有効な手段であり、年度ごとに差のある投資額を平準化し、世代間の公平を保つという役割も担っております。 しかしながら、償還額以上に借入れを行う状況が続き、企業債残高が増加しますと、将来世代に過重な負担を強いることにつながりますことから、この度の改訂では、計画的な起債と支出の削減・収入の確保により、企業債残高の抑制に努めることを目標としているものでございます。 なお、本市では、平成19年度から24年度において、企業債を通常に繰上償還すれば負担しなければならない補償金が免除となる制度を活用し、要件に該当する高金利の企業債を繰上償還したほか、平成17年度には高金利の企業債を借換日現在の利率に借り換えることができる制度を活用することにより、支払利息の軽減を図りました。現在、この制度は実施されておりましたが、公益社団法人日本水道協会を通じ、制度の復活について国に対し要望を提出しているところでございます。 ※これまでに借入れた企業債の利率（未償還分）につきましては、水道事業会計決算書に掲載しております。	なし
25	—	◎広域化に反対である  ○103ページに「県の方針も踏まえ、広域化だけでなく、現状に合った柔軟な広域連携の推進について・・・調査検討を進めます」とあり、広域化を含む検討がされようとしている。 ○広域化は市民の意見が伝わらなくなる。それは、秩父地方の広域化にも表れている。 ○広域化は民営化への道であることも、諸外国の例で明らかである。水道は市民、住民の財産であり、局の皆さんも、これまで苦勞して作り上げてきた川口市の上下水道を守るためにご尽力いただきたい。	1	改訂案103ページに記載のとおり、広域化につきましては、本市を含む第7ブロック（川口市・戸田市・蕨市）では具体的なメリットの創出が困難であることから検討が進んでおらず、今後も実現性は低いものと考えております。 一方、システムの共同開発や共同利用など、スケールメリットを活かし、経営の効率化に資するような広域連携のあり方につきましては、柔軟に検討を進めていく必要があると考えているところでございます。	なし
26	—	◎上下水道事業主体のあり方について  ○上下水道事業の経営を安易に民間に任せるべきではない。ヨーロッパをはじめ世界中で民営化により水質の悪化や価格の暴騰が頻発し、多くの国で再公営化が進められている。同じ失敗を川口で繰り返さないでほしい。 ○民間活力とか効率化を口実に民間企業に公的事業を委託せよなどと言われるが、民間企業は利潤を上げ株主に奉仕するのが第一なのに対し、国民、市民に奉仕するのが公務員の第一の仕事である。民間に権限を譲ってはならない。 ○一般に経費節減を理由に維持管理を効率化されるが、これにより、重大事故が発生したり、災害時の初動が遅れるなど重大ミスが発生した過去の事例に学んで欲しい。	1	ご指摘の「民営化」とは、施設の所有権を地方公共団体が有したまま、運営権を民間事業者を設定する方式、いわゆる「コンセッション方式」による民営化のことと拝察いたします。 本市においては、安全・安心な水道水を上下水道局が責任を持って市民の皆様にお届けすべきと考えておりますことから、現状、「コンセッション方式」導入の考えはございません。 一方、官民連携や新技術の導入など、新たな取組みによる経営の効率化・経費削減策の検討を行うことは、水道事業の経営基盤強化のため、必要であると考えます。しかしながら、それら新たな取組みの導入により、安全・安心な水道水の提供が困難となるようなリスクは避けるべく、慎重に効果の検証・検討を行って参る所存でございます。	なし

※ いただいたご意見は、全文ではなく要約のうえ掲載しておりますが、文言等につきましては原文のまま掲載しているものもあります。